

厚木市告示第(92号

公印の新調及び廃止について

1に掲げる公印を新調し、令和8年4月1日からその使用を開始し、及び2に掲げる公印を同年3月31日限りで廃止したので、厚木市公印規則（昭和49年厚木市規則第28号）第8条の規定により告示する。

令和8年4月9日

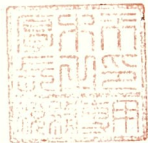
厚木市長 山口 貴 裕

1 新調した公印

(1) 公印の名称及び個数

税務専用厚木市長印（木印） 1個

(2) 印影



(3) 用途

ア 税務の証明事項並びに賦課資料の照会及び回答に関する文書

イ 市税の滞納処分に関する文書（督促状を除く。）

ウ 税額変更通知に関する文書

エ 公示送達に関する文書

オ 収納課にあっては、収納課が徴収を担当する保険料等の賦課資料の照会及び回答並びに滞納処分に関する文書（督促状を除く。）

2 廃止する公印

(1) 公印の名称及び個数

税務専用厚木市長印（木印） 1個

(2) 印影

